

公益財団法人静岡県国際交流協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会定款第33条の規定に基づき、賛助会員について必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 賛助会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 個人賛助会員 公益財団法人静岡県国際交流協会（以下「この法人」という。）の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び法人

(入会)

第3条 入会しようとするものは、氏名、住所、連絡方法等の連絡とともに年会費を納入することにより賛助会員となる。

(会員期間)

第4条 会員期間は4月1日から3月31日までの1年間を基本とし、賛助会員となる期間は年会費を納入した日（以下「年会費納入日」という。）からその日の属する年度（以下「当該年度」という。）末までとする。但し、年会費納入日が当該年度における12月1日から年度末日までの場合は、年会費納入日から翌年度末までとする。

(特典)

第5条 賛助会員は、この法人が主催する講座やイベント等への無料または会員価格での参加及び情報誌等の配布を受けることができる。

(会費)

第6条 賛助会員の会費は、第4条で規定する会員期間に基づく年額とし、次のとおりとする。

- (1) 個人賛助会員 2,000円（1口）
 - (2) 団体賛助会員 10,000円（1口）
- 2 第4条但書の場合は、入会年度における年度末までの会費を免除し、納入した会費は翌年度会費に充当する。
- 3 賛助会員は、複数年度の会費を納入することができる。

(会費の使途)

第7条 前条の会費は、当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の不返還)

第8条 既納の会費は、返還しない。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月29日から施行する。